2026 REPORT

2026年度上半期経営情報

（令和8年9月末現在）

佐賀西信用組合からみなさまへ

佐賀西信用組合

経営情報（半期情報の開示について）

令和８年度上半期（令和８年４月１日～令和８年９月30日まで）における経営情報をお知らせいたします。

損益の状況

（単位：百万円）

区　分	令和8年9月末
業務純益	55
実質業務純益	52
コア業務純益	52
コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	52
経常利益	58
当期純利益	51

自己資本比率（国内基準）

（単位：％）

	令和8年9月末	〈参考〉令和8年3月末
自己資本比率	19.18	18.76

預金・貸出金の状況

（単位：百万円）

区　分	令和8年9月末	〈参考〉令和8年3月末
預金残高	69,982	69,899
貸出金残高	35,724	36,370

協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

（単位：百万円、％）

区分		残高（A）	担保・保証額（B）	貸倒引当金（C）	保全率（B+C）／（A）	引当率（C）／（A−B）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和8年3月末	993	417	576	100.0	100.0
	令和8年9月末	958	380	577	100.0	100.0
危険債権	令和8年3月末	805	710	94	100.0	100.0
	令和8年9月末	793	696	96	100.0	100.0
要管理債権	令和8年3月末	6	6	—	—	—
	令和8年9月末	71	71	—	—	—
三月以上延滞債権	令和8年3月末	—	—	—	—	—
	令和8年9月末	65	65	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和8年3月末	6	6	—	—	—
	令和8年9月末	5	5	—	—	—
小計	令和8年3月末	1,804	1,133	671	100.0	100.0
	令和8年9月末	1,823	1,149	674	100.0	100.0
正常債権	令和8年3月末	34,643				
	令和8年9月末	34,006				
合計	**令和8年3月末**	**36,448**				
	令和8年9月末	**35,829**				

（注）令和8年9月末の計数は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」第4条に規定する各債権のカテゴリーにより分類し、以下の簡便な方法により算出しております。従って、令和8年3月末の計数とは算出方法が異なるため、計数は連続しておりません。

〈令和8年9月末の算出方法〉

1. 債務者区分については原則として令和8年3月末時点における自己査定による債務者区分を基準としております。ただし、4月1日から9月末までに倒産、不渡り等の客観的な事実ならびに内部格付による債務者区分の変更等のあった債務者については、当組合の定める基準に基づく債務者区分見直し後の債務者区分によっております。
2. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」の金額は、債務者区分でいう破綻先及び実質破綻先に該当する債務者に対する債権の合計です。
3. 「危険債権」の金額は、債務者区分でいう破綻懸念先に該当する債務者に対する債権の合計です。
4. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
5. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（2及び3に掲げるものを除く。）です。
6. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（2、3及び5に掲げるものを除く。）です。
7. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（2、3及び4に掲げるものを除く。）です。
8. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

貸出金業種別残高・構成比

（単位：百万円、％）

業種別	令和8年9月末 金額	令和8年9月末 構成比	〈参考〉令和8年3月末 金額	〈参考〉令和8年3月末 構成比
製造業	1,594	4.5	1,675	4.6
農業、林業	157	0.4	185	0.5
漁業	14	0.0	17	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	5,955	16.7	6,013	16.5
電気、ガス、熱供給、水道業	23	0.1	26	0.1
情報通信業	115	0.3	80	0.2
運輸業、郵便業	599	1.7	644	1.8
卸売業、小売業	2,996	8.4	3,014	8.3
金融業、保険業	1,500	4.2	1,500	4.1
不動産業	884	2.5	821	2.3
物品賃貸業	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—
宿泊業	910	2.6	934	2.6
飲食業	856	2.4	885	2.4
生活関連サービス業、娯楽業	157	0.4	154	0.4
教育、学習支援業	—	—	76	0.2
医療、福祉	1,004	2.8	951	2.6
その他のサービス	2,637	7.4	2,727	7.5
その他の産業	584	1.6	584	1.6
小計	**19,985**	**56.0**	**20,286**	**55.8**
国・地方公共団体等	6,259	17.5	6,283	17.3
個人（住宅・消費・納税資金等）	9,480	26.5	9,801	26.9
合計	**35,724**	**100.0**	**36,370**	**100.0**

（注）各計数は、単位未満を切り捨てて表示していますので、合計が一致しない場合があります。

有価証券の時価等情報

（単位：百万円）

◎満期保有目的の債券…該当事項なし

◎その他有価証券

	種類	令和8年9月末			〈参考〉令和8年3月末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	—	—	—	979	979	0
	国債	—	—	—	979	979	0
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	176	169	7	521	489	31
	小計	**176**	**169**	**7**	**1,501**	**1,469**	**31**
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	21,550	25,119	△ 3,569	20,038	22,953	△ 2,915
	国債	4,947	6,145	△ 1,198	3,733	4,683	△ 949
	社債	16,602	18,974	△ 2,371	16,304	18,270	△ 1,965
	その他	709	764	△ 55	437	444	△ 7
	小計	**22,259**	**25,884**	**△ 3,625**	**20,475**	**23,398**	**△ 2,922**
合計		**22,436**	**26,053**	**△ 3,617**	**21,977**	**24,867**	**△ 2,890**

（注）1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
2.「社債」には公社公団債、金融債、事業債が含まれます。
3. 上記の「その他」は、投資信託等です。
4. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

「経営者保証に関するガイドライン」への取組み方針

（令和8年4月～令和8年9月まで）

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨をふまえ、本ガイドラインを遵守・尊重してまいります。

事業性融資における経営者保証については一律的・機械的に取得することなく、お客さまの状況に応じて、保証契約の必要性を十分に検討するとともに、経営者保証を頂く場合には、その理由や範囲等について真摯にかつ丁寧にご説明し、お客様にご理解・ご納得をいただけますよう努めてまいります。

1．お客さまと保証契約を締結する際、主に以下の点について確認を行い、その上で保証金額を含め総合的な検討を行います。

① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
⑤ 経営者等から十分な物的担保等の提供がある。

審査の結果、保証をご提供いただく場合、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」等につきましてご説明させていただきます。また、将来的な保証契約の見直しに向けた経営改善のお手伝いをさせていただきます。

2．万一、保証履行を請求せざるを得ない状況の場合にも、一律に保証金額の全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時のお客さまの資産状況等を勘案したうえで履行の範囲を決定します。

3．お客さまから保証契約の変更・解除のお申出があった場合は、主に上記1．①～⑤について検討し、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応します。

■経営者保証相談窓口
佐賀西信用組合 融資管理部
受付日：月曜日～金曜日（祝日および当組合の休業日は除く） 受付時間：9時～15時
電話：0954-63-2411（代表）

（注）各計数は、単位未満を切り捨てて表示していますので、合計が一致しない場合があります。

貸借対照表

（単位：千円）

科目（資産の部）	金額 令和8年9月末	〈参考〉令和8年3月末	〈参考〉令和7年9月末
現金	939,753	984,254	969,966
預け金	13,089,056	13,369,653	18,254,457
有価証券	22,462,401	22,003,495	23,778,029
国債	4,947,330	4,713,360	4,978,770
社債	16,602,710	16,304,550	17,592,410
株式	26,200	26,200	26,200
その他の証券	886,161	959,385	1,180,649
貸出金	35,724,379	36,370,159	36,006,746
割引手形	72,084	73,116	79,754
手形貸付	1,803,081	1,938,830	1,215,812
証書貸付	32,397,747	32,857,310	33,245,455
当座貸越	1,451,465	1,500,902	1,465,725
その他資産	829,445	839,379	849,163
未決済為替貸	3,257	4,046	3,038
全信組連出資金	567,400	567,400	567,400
未収収益	118,161	127,490	111,327
その他の資産	140,626	140,443	167,398
有形固定資産	1,161,993	1,201,380	1,181,171
建物	824,553	842,505	859,246
土地	258,750	273,104	273,104
その他の有形固定資産	78,688	85,771	48,820
無形固定資産	6,602	7,328	1,985
ソフトウェア	4,893	5,470	127
その他の無形固定資産	1,709	1,857	1,857
繰延税金資産	58,470	62,260	62,304
債務保証見返	105,191	58,849	95,758
貸倒引当金	△717,298	△717,385	△709,457
（うち個別貸倒引当金）	(△674,145)	(△671,012)	(△671,173)
資産の部合計	73,659,996	74,179,377	80,490,126

科目（負債の部）	金額 令和8年9月末	〈参考〉令和8年3月末	〈参考〉令和7年9月末
預金積金	69,982,105	69,899,787	75,475,974
当座預金	161,055	249,118	240,567
普通預金	22,345,158	22,664,267	22,882,879
通知預金	158,485	231,999	65,889
定期預金	44,564,635	43,917,890	49,442,476
定期積金	2,570,102	2,653,803	2,575,123
その他の預金	182,669	182,709	269,037
その他負債	184,748	152,822	132,436
未決済為替借	7,933	7,271	5,668
未払費用	111,720	95,389	68,163
給付補填備金	2,111	1,593	909
未払法人税等	12,356	11,381	11,381
前受収益	29,861	22,489	24,085
払戻未済金	—	1,499	—
その他の負債	20,766	13,197	22,228
賞与引当金	40,874	27,774	39,855
退職給付引当金	65,791	62,035	69,093
役員退職慰労引当金	63,503	63,503	56,579
睡眠預金払戻損失引当金	1,000	1,000	1,000
偶発損失引当金	8,595	14,974	8,871
債務保証	105,191	58,849	95,758
負債の部合計	70,451,811	70,280,746	75,879,570
（純資産の部）			
出資金	247,183	247,183	248,682
普通出資金	247,183	247,183	248,682
利益剰余金	6,578,735	6,542,067	6,479,175
利益準備金	255,925	255,925	255,925
その他利益剰余金	6,322,810	6,288,594	6,223,250
特別積立金	5,972,408	5,972,408	5,972,408
（うち経営安定化積立金）	1,300,000	1,300,000	1,300,000
当期未処分剰余金	350,402	313,734	250,842
組合員勘定合計	6,825,918	6,789,250	6,727,857
その他有価証券評価差額金	△3,617,733	△2,890,620	△2,117,301
評価・換算差額等合計	△3,617,733	△2,890,620	△2,117,301
純資産の部合計	3,208,185	3,898,630	4,610,555
負債及び純資産の部合計	73,659,996	74,179,377	80,490,126

（注）各計数は、単位未満を切り捨てて表示していますので、合計が一致しない場合があります。

損益計算書

（単位：千円）

科目	令和8年9月末	〈参考〉令和7年9月末
経常収益	**618,586**	**616,140**
資金運用収益	590,331	547,670
貸出金利息	362,826	351,904
預け金利息	58,372	43,109
有価証券利息配当金	156,373	139,898
その他の受入利息	12,758	12,758
役務取引等収益	17,718	23,145
受入為替手数料	6,799	7,364
その他の役務収益	10,919	15,780
その他業務収益	182	841
国債等債券償還益	82	3
その他の業務収益	100	838
その他経常収益	10,353	44,483
貸倒引当金戻入益	87	—
償却債権取立益	749	—
株式等売却益	—	44,386
その他の経常収益	9,517	96
経常費用	**560,327**	**639,951**
資金調達費用	93,762	63,550
預金利息	92,288	62,951
給付補填備金繰入額	1,474	609
役務取引等費用	51,903	55,395
支払為替手数料	3,174	3,278
その他の役務費用	48,728	52,117
その他業務費用	103	203
国債等債券償還損	103	103
その他の業務費用	—	100
経費	406,828	414,196
人件費	273,209	280,381
物件費	123,150	112,122
税金	10,468	21,691
その他経常費用	7,729	106,605
貸倒引当金繰入額	—	97,408
その他資産償却	7,391	6,999
その他の経常費用	338	2,197
経常利益	**58,259**	**△ 23,811**

科目	令和8年9月末	〈参考〉令和7年9月末
特別利益	146	—
固定資産処分益	146	—
特別損失	1,372	—
固定資産処分損	1,372	—
税引前当期純利益	**57,033**	**△ 23,811**
法人税、住民税及び事業税	9,136	6,781
法人税等調整額	△ 3,601	△ 2,469
法人税等合計	**5,534**	**4,311**
当期純利益	**51,499**	**△ 28,122**
繰越金（当期首残高）	**298,903**	**278,965**
当期末処分剰余金	**350,402**	**250,842**

地域貢献活動

（令和8年4月～令和8年9月まで）

●令和8年5月31日、肥前鹿島干潟SDGs推進パートナーとして干潟の清掃活動に参加しました。

●令和8年6月5日、県内一斉「ふるさと美化活動」に参加しました。

●令和8年9月5日、しんくみの日週間に役職員で鹿島市の蟻尾山公園の清掃を行いました。



●本店地区の鹿島おどりをはじめ各地区の地域行事や夏祭りに参加しております。また、太良地区においては「グラウンドゴルフ大会」や「ゲートボール大会」を主催し、地域のみなさまとのふれあいを大切にしております。

●鹿島ライオンズクラブと武雄法人会主催の「献血活動」に積極的に参加しております。

苦情相談窓口の設置

お客さまからのご要望にお応えするために「お客様相談窓口」を本部（総務企画部）に設置し、相談・苦情等の受付体制を整備しております。
電話番号　0954-62-9966（総務企画部）／ 受付時間　平日 9：00～17：00

通帳・カード等盗難・紛失時の24時間受付

通帳・カード等を紛失または盗難に遭われた場合は、ただちに最寄りの店舗へご連絡ください。
なお、営業時間外や休日の場合は、留守番電話にて「カード紛失受付センター」の電話番号をご案内しております。
電話番号　047-498-0151（カード紛失受付センター）

（注）各計数は、単位未満を切り捨てて表示していますので、合計が一致しない場合があります。

当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について

当組合では、お客様に、より一層のご満足をいただけるよう、苦情等相談窓口を設け、お取引に係る苦情等を受付けておりますので、お取引のある営業店または、以下の相談窓口にお気軽にお申し出ください。

※苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

受付窓口	総務企画部（さがにし苦情等相談窓口）
電話番号	0954-62-9966
住　　所	〒849-1311　佐賀県鹿島市大字高津原3770-1
受 付 日	月曜日～金曜日（土・日・祝日および金融機関の休日を除く）
受付時間	9：00～17：00

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会または福岡県弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合苦情等相談窓口またはしんくみ相談所へお申し出ください。

また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

なお、仲裁センター等では、東京または福岡以外の地域の方々からの申し立てについて、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

苦情等のお申し出は、当組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています（詳しくは、当組合苦情等相談窓口へご相談ください）。

受付窓口	一般社団法人　全国信用組合中央協会　しんくみ相談所
電話番号	03-3567-2456
住　　所	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）
受 付 日	月曜日～金曜日（土・日・祝日および金融機関の休日を除く）
受付時間	9：00～17：00

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の了解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

①移管調停：東京または福岡以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京または福岡の弁護士会の斡旋人と東京または福岡以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京または福岡を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

具体的には仲裁センター等にご照会ください。

名　称	東京弁護士会　紛争解決センター	第一東京弁護士会　仲裁センター	第二東京弁護士会　仲裁センター
住　所	〒100-0013　東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013　東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013　東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電　話	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日時	月～金（除　祝日、年末年始） 9：30～12：00／13：00～15：00	月～金（除　祝日、年末年始） 10：00～12：00／13：00～16：00	月～金（除　祝日、年末年始） 9：30～12：00／13：00～17：00

名　称	福岡県弁護士会　天神弁護士センター	福岡県弁護士会　北九州法律相談センター	福岡県弁護士会　久留米センター
住　所	〒810-0004　福岡市中央区渡辺通5-14-12	〒803-0816　北九州市小倉北区金田1-4-2	〒830-0021　久留米市篠山町11-5
電　話	092-741-3208	093-561-0360	0942-30-0144
受付日時	月～金（除　祝日、年末年始）　10：00～19：00 土・日・祝　10：00～13：00	月～金（除　祝日、年末年始） 9：30～12：30／13：30～15：30	月～金（除　祝日、年末年始） 10：00～11：30／13：00～16：00

当組合は、お客様からのお申出について、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めます。

1.お客様からの苦情等については、本支店またはさがにし苦情等相談窓口で受け付けます。
2.お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
3.苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取り扱いいたします。
4.お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介し、その標準的な手続等の情報を提供します。
5.紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することとします。
6.顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、総務企画部が一元的に管理します。
7.反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規定等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
8.苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
9.苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取組みを不断に行います。

店舗一覧（事務所の名称・所在地）

（自動機器設置状況）

店　名	住　所	電　話	ATM
本　部	〒849-1311　佐賀県鹿島市大字高津原3770番地1	0954-62-9966	
本店営業部	〒849-1311　佐賀県鹿島市大字高津原3770番地1	0954-63-2411	2台
太良支店	〒849-1602　佐賀県藤津郡太良町大字多良1664番地1	0954-67-0062	1台
塩田支店	〒849-1411　佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲740番地1	0954-66-2028	1台
嬉野支店	〒843-0301　佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙2183番地	0954-43-2133	1台
大浦支店	〒849-1602　佐賀県藤津郡太良町大字多良1664番地1	0954-67-0062	1台
武雄支店	〒843-0023　佐賀県武雄市武雄町大字昭和19番地7	0954-23-4128	1台
伊万里支店	〒848-0031　佐賀県伊万里市二里町八谷搦1121番地1	0955-23-6538	1台
有明支店	〒849-1112　佐賀県杵島郡白石町大字福田1566番地2	0952-84-3721	1台
白石支店	〒849-1112　佐賀県杵島郡白石町大字福田1566番地2	0952-84-3721	1台
有田支店	〒843-0023　佐賀県武雄市武雄町大字昭和19番地7	0954-23-4128	

地区一覧

鹿島市、武雄市
伊万里市、嬉野市
太良町、白石町
大町町
江北町（大字惣領分を除く）
有田町
ただし、佐賀県の
外郭団体は佐賀県
一円

佐賀西信用組合
〒849-1311 佐賀県鹿島市大字高津原3770番地1
TEL：0954-63-2411　FAX：0954-62-9967
URL：https://www.saganishi.shinkumi.jp/